



長崎市労政だより

長崎市や関係機関からの雇用・労働関連のお知らせを掲載しています。

掲載日 平成24年5月21日

■職場のパワーハラスメントの予防・解決のための提言をとりまとめました！

暴言や仲間はずしといった「職場のパワーハラスメント」が近年、増加傾向にあり、社会問題として顕在化しています。

このため、厚生労働省の「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議」では、今年3月15日、「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」を取りまとめました。

【提言のポイント】

職場でのパワーハラスメントをなくすために、企業、労働組合、1人ひとりがそれぞれの立場から取り組む必要がある。

- トップマネジメント ⇒ 問題が生じない組織文化を育てるため、自ら範を示しながら、その姿勢を明確に示すなどの取組を行うべき。
- 上 司 ⇒ 自らがパワーハラスメントをしないことはもちろん、部下にもさせないよう、職場を管理すべき。
- 職場の一人ひとり ⇒ コミュニケーションを通じて、互いの人格を尊重し合うとともに、互いに話し合うことから始めましょう。

働く人の尊厳や人格が大切にされる社会をつくっていくために、会社とそこで働く人が、互いに話し合うことから始めましょう！

提言の詳細な内容はこちら → <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000025370.html>

■職場意識改善助成金のご案内！

効果的に長時間労働の抑制などに取り組んだ中小企業の事業主に助成金を支給する制度です。受給には、労働時間や休日・休暇の見直しを通じた職場意識の改善を促進するための2カ年計画の作成・提出が必要です。

支給要件と支給額

○1回目（初年度）

職場意識改善計画に基づき、1年間取組を効果的に行った場合 → **50万円**

労働時間などの「制度面」にまで踏み込んだ改善を行った場合 → **上記+50万円**

○2回目（2年度）

職場意識改善計画に基づき、初年度よりさらに取組を効果的に行った場合 → **50万円**

2年度にわたり効果的な取組を行い、顕著な成果を上げた場合 → **50万円**

※申請期限は平成24年7月末日までとなっております。

詳細についてはこちら → <http://krs.bz/roumu/c?c=6897&m=6718&v=31b597e3>

【問合せ先】 長崎労働局労働基準部監督課
〒850-0033 長崎市万才町7-1住友生命長崎ビル
TEL:095-801-0030

■一般事業主行動計画を策定し、「くるみんマーク」認定を目指しましょう！！

平成23年4月から101人以上の労働者を雇用する事業主は、次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画の策定・届出が義務となっております。(100人以下の企業については努力義務)

この行動計画に定めた目標を達成し、一定の要件を満たした場合、申請を行うことで「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定を受けることができます。認定を受けた企業は次世代認定マーク(愛称:くるみん)を広告、商品等に表示し、次世代育成支援対策に取り組んでいることをアピールできます！

行動計画の内容とは？

行動計画には、企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員をも含めた多様な労働条件の整備などに取り組むに当たっての①行動計画、②目標、③その達成のための対策と実施時期を定めます。

認定をうけるメリットは？

認定を受けた事業主は、次世代認定マーク(愛称:くるみん)を商品、広告、求人広告などにつけてアピールすることで、企業イメージの向上、雇用される従業員のモラルアップや、それに伴う生産性の向上、優秀な従業員の採用・定着などを行うことができます。

効果例

- ・くるみんマーク取得後から、採用に関する問い合わせが増えた。
- ・出産・育児期を迎えた社員の離職がなくなり、人材の確保が定着した。

詳細については、こちらをご覧ください！



<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/pamphlet/26.html>

一般事業主行動計画の策定等に関するお問い合わせは、長崎労働局雇用均等室まで！
(TEL:095-801-0050)

■定年引上げ等奨励金【中小企業定年引上げ等奨励金】のご案内！

少なくとも、65歳まで希望者全員が安心して働ける雇用基盤を早期に整備するとともに「70歳まで働ける企業」の普及を図るため、65歳以上への定年引上げ、定年の定め廃止又は70歳以上までの継続雇用制度の導入を行う中小企業事業主に対して奨励金を支給します。

また、同時に高年齢者の勤務時間を多様化する制度を導入する場合は、支給額を加算します。

《支給対象事業主》

次のいずれかの措置を講じている中小企業事業主

(雇用保険の被保険者数が300人以下の事業主)

- ① 65歳以上への定年の引上げ
- ② 定年の定め廃止
- ③ 希望者全員を対象とする70歳以上までの継続雇用制度の導入
- ④ 希望者全員を対象とする65歳以上70歳未満までの継続雇用制度と同時に労使協定に基づく基準該当者を70歳以上まで継続雇用する制度の導入

詳しくはこちら → <http://www.ieed.or.jp/elderly/employer/subsidy/subsidy30-2.html>

【申込み・問合せ先】

長崎高齢・障害者雇用支援センター

〒850-0862

長崎市出島町1-14出島朝日生命青木ビル5階

TEL:095-811-3500

■ 定年引上げ等奨励金【高年齢者職域拡大等助成金】のご案内！

高年齢者の意欲と能力を活かすため、希望者全員が65歳以上まで働くことができる制度の導入又は70歳以上まで働くことができる制度の導入にあわせて、高年齢者の雇用管理制度の構築に取り組み、高年齢者がいきいきと働ける職場の整備を行う事業主に対して、当該取組に係る経費の3分の1に相当する額を、500万円を限度として支給します。

詳しくはこちら → <http://www.jeed.or.jp/elderly/employer/subsidy/subsidy30-7.html>

【申込み・問合せ先】

長崎高齢・障害者雇用支援センター 〒850-0862
長崎市出島町1-14出島朝日生命青木ビル5階
TEL:095-811-3500

■ 3年以内既卒者(新卒扱い)採用拡大奨励金のご案内！

卒業後3年以内の大学等の既卒者も応募可能な新卒求人を、ハローワークまたは新卒応援ハローワークに提出してください。

3年以内既卒者を正規雇用した事業主の方に奨励金を支給します。

○どんな人を雇い入れると奨励金が支給されるか？

大学等を卒業後3年以内の既卒者で、雇入れ開始日現在の満年齢が40歳未満の者であり、1年以上継続して同一事業主の下で正規雇用された経験がない人。

※ハローワークまたは新卒応援ハローワークに求職登録をしている者で、公共職業安定所長が奨励金の活用が必要であると認めた者が対象となります。

※平成24年度においては、平成22年3月以降に大学等を卒業した者が対象となります。

○奨励金の支給対象となる事業主は？

卒業後3年以内の大卒者等も応募可能な大学等求人を、ハローワークまたは新卒応援ハローワークに提出し、そこからの紹介により、卒業後3年以内の大卒者等を**正規雇用として雇い入れた**事業主。

○奨励金支給額は？

正規雇用での雇入れから6カ月定着した場合に、100万円を支給。

※奨励金の支給は、雇用保険適用事務所単位で1事業所あたり1回限りとなります。

支給対象事業主となる要件等、詳しくは下記までお問い合わせください。
また、ご利用にあたっては、必ず事前にお問い合わせください。

【問合せ先】

長崎労働局職業安定部 → 〒850-0033
長崎市万才町7-1住友生命長崎ビル

長崎公共職業安定所 → 〒852-8522
長崎市宝栄町4-25
TEL:095-862-8609

長崎新卒応援ハローワーク → 〒852-8108
長崎市川口町13-1長崎西洋館2F
TEL:095-819-9000